

# 年齢が93歳以上(大正5年4月1日以前生まれ)の皆さんへ 老齢福祉年金のお知らせです!

老齢福祉年金は国民年金制度が発足した当時(昭和36年4月)、すでにご高齢であったために、老齢年金の受給資格期間を満たすことができない方に対して支給されている年金です。しかし、受給資格があるにもかかわらず、申請をしていない方は役場住民課で手続きをしてください。

○次の①または②に該当する方に支給されます。

- ①生年月日が明治44年4月1日以前の方
- ②生年月日が明治44年4月2日から大正5年4月1日までの方で、保険料納付済期間が1年未満であり、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が生年月日に応じて下表の期間を超えている方

生年月日	期間
明治45年4月1日以前	4年
明治45年4月2日～大正2年4月1日	5年
大正2年4月2日～大正3年4月1日	6年
大正3年4月2日～大正5年4月1日	7年

○次のいずれかに該当する場合は、年金の支給が全部または一部停止されます。

- ①受給者(受給するご本人)が、恩給法による年金、労災保険法による年金または被用者年金各法による年金などを受給している場合  
※恩給法による年金などの額が712,000円より少ないときには、712,000円と恩給法による年金などの額の差額分の老齢福祉年金が支給されます。
- ②受給者の前年の所得が限度額(下表参照)を超える場合
- ③受給者の配偶者または扶養義務者(受給者の生計を維持している方)の前年の所得が限度額(下表参照)以上の場合
- ④海外に居住している場合など

## 【所得の限度額(平成21年度)】

		扶養親族などの数				
		0人	1人	2人	3人	4人
本人所得限度額	全額支給停止	1,595,000円	1,975,000円	2,355,000円	2,735,000円	3,115,000円
配偶者・扶養義務者所得限度額	全額支給停止	6,287,000円	6,536,000円	6,749,000円	6,962,000円	7,175,000円
	一部支給停止	3,401,000円	3,650,000円	3,863,000円	4,076,000円	4,289,000円

(注1) 扶養親族などの数が5人以上のときは、本人所得限度額については1人につき380,000円が、扶養義務者など所得限度額については1人につき213,000円が加算されます。

(注2) 扶養親族などが老人扶養親族などであるときは、さらに一定額が加算される場合があります。

○平成21年度の年金額は、**405,800円**です。

※所得制限により一部支給停止となる場合は、315,300円

# 国民年金

〈問合せ先〉

岐阜南社会保険事務所  
☎273-6161





## 消・防・署

羽島郡広域連合 ☎388-1195



火の用心

### 防災の日

9月1日の防災の日は、大正12年9月1日に発生した関東大震災の教訓を忘れないという意味と、この時期に多い台風への心構えの意味も含めて制定されました。東海地方では、明治24年の濃尾地震以来大きな地震は起きていませんが、東海地震がいつ発生してもおかしくないと言われています。

そこで、防災の日を機に、今一度地震に対する心構えとして次のことに注意しましょう。

**1 非常時の物品を準備しよう**

いざという時に備え、緊急避難時に持って逃げる非常持ち出し品と、災害後の生活に必要な非常備蓄品を準備することが大切です。人によって準備するものが

違ってきますので、どんな物が必要か家族で検討しましょう。

**2 家具の転倒を防ごう**

家具の転倒による被害を防ぐため、タンス、食器棚などは動かないように固定しておきましょう。また、家具の置き場所、置き方によっても被害を軽減することができます。現在、使用中の家具をよく点検し、安全対策を考えておきましょう。

**3 家族会議を開こう**

いざという時のため、家族の役割分担、避難場所、避難場所までの道順、家族との連絡方法などを家族全員で確認しましょう。

**4 地域みんなで協力しよう**

地域住民などで助け合う自主防災訓練に参加し、地域とのコミュニケーションを深めることで防災意識が高まります。各地域で行われている防災訓練に積極的に参加し、自分の身を守り、家族を守り、地域を守っていきましょう。

地震は実際に発生してみないと、規模や被害の大きさは分かりませんが、被害を最小限に食い止めるためにも、地震への備えを万全にして、皆で協力して防災力を高めていきましょう。

